

【中途紹介コンサルティング個別契約】

〇〇株式会社（以下「甲」という）と エンジニア株式会社（以下「乙」という）は、甲に人材紹介することを目的として、【技術社員名】（以下「丙」という。）を甲に紹介する契約について、次のとおり個別契約（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条（職業紹介）

1. 本契約は、甲及び丙の求人・求職の意思等をそれぞれ確認して職業紹介を行うもので、当事者の意思等のいかにんによっては職業紹介（派遣開始前の場合は、本件派遣）が行われないことのあることを甲及び丙が了解しで行われるものであることを確認する。

第2条（関係法令の遵守）

1. 甲と乙は、互いに職業安定法及び労働基準法等関係法令を遵守し、丙の派遣就業条件、安全及び衛生の確保に努めるものとする。

第 3 条（紹介手数料）

本契約に基づく紹介手数料は、下記の通りとする。

甲、乙、丙の合意により人材紹介を行う場合、甲は、乙の請求に基づき支払うものとする。

1. 紹介手数料は、別途定めた場合を除き、以下の通りとする

施工管理職 理論年収 × 35 %

2. 第1号にいう想定年収とは、甲と採用決定者との間で合意した年収+各種の手当（通勤手当を除く、算定可能な諸手当は全て含む。ただし、算定不能部分は除く。）をいうものとする。また、管理職や営業職など成果に応じた報酬（インセンティブ）を支給する場合は、全額支給された場合の額の50%相当額を想定年収に加えるものとする。

3. 紹介手数料は、原則として入社日時点で、乙より請求されるものとする。

4. 紹介手数料には消費税額は含まれないものとし、甲は、紹介手数料に消費税率を乗じたものを乙に支払うものとする。

第 4 条（支払方法）

甲は、乙から毎月末日までに提出を受けた請求書に関し、各月分の報酬額を翌月末日までに乙指定の銀行口座に振り込む。その際の振込手数料は、甲の負担とする。

第 5 条（紹介手数料の返還）

1. 採用決定者が、甲への入社意思を表明したにもかかわらず甲に就業しなかった場合、第 3 条で定める紹介手数料を既に支払済みの場合は、乙はその全額を甲に返金し、支払いが完了していない場合は、甲の支払義務はその時点で消滅するものとする。

2. 甲の都合により採用または内定を取り消したした場合、甲は第 3 条の紹介手数料を乙に全額支払うものとし、または既に乙に支払われた紹介手数料は返金されないものとする。

第 6 条（解除）

1. 甲及び乙は、相手方が正当な理由なく法令または本契約の定めに従反した場合には、相当な期間を定めて是正を催告し、期間内に是正がないときは、本契約の全部もしくは一部を解除することができる。

2. 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合は、事前に何らの通知・催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 仮差押、差押、仮処分、強制執行、競売等の申立てがあったとき。

(2) 民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始、特別清算手続等の申立てがあったとき。

(3) 正当な理由なく公租公課を滞納して督促を受け、またはそのために差押を受けたとき。

(4) 担保権の実行があったとき。

(5) 支払いの停止があったとき。

(6) 手形小切手の不渡りを出したとき、または手形交換所の取引停止処分があったとき。

(7) 合併によらず法人を解散したとき。ただし、予め書面による承諾をなした場合はこの限りではない。

(8) 乙が、有料職業紹介事業の許可を取り消されもしくは事業停止命令を受け、またはその有効期限の更新ができなかったとき。

(9) 資本の減少もしくは事業の廃止、変更または、事業の全部もしくは重要な一部の譲渡または解散の決議をしたとき。

(10) その他前各号に準ずる財産ないし信用状態の悪化またはそのおそれがあると認められるとき。

(11) 重大な過失または背信行為があった場合

(12) その他前各号に準ずる本契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合

3. 本条に基づく解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第 7 条（免責）

1. 採用決定者が、甲への入社意思を表明したにもかかわらず、甲に就業しなかった場合、この採用決定者が甲に就業しなかったことについての責任を、乙は一切負わないものとする。

2. 採用決定者が甲に入社後、甲と採用決定者の間に生じた事故や問題等について、乙は一切責任を負わないものとする。

第 8 条（各種法令の遵守）

甲及び乙は、労働基準法、同法施行令、同法施行規則、その他通達、職業安定法、同法施行令、同法施行規則、その他通達、各種関係法令に従い、各自必要な措置をとる。

【中途紹介コンサルティング個別契約】

第 9 条（個人情報）

1.甲は、丙の個人情報に関し、当該採用候補者の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。

第 10 条（機密保持）

1.甲及び乙は、本契約を通じて知り得た相手方の機密情報を相手方の事前の書面による承諾を得ないで開示又は漏洩してはならないものとする。

2.前項に関わらず、本契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は機密情報に含まれないものとする。

（1）既に公知のもの又は自己の責に帰することのできない事由により公知となったもの。

（2）既に自己が保有しているもの。

（3）守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの。

（4）相手方から書面により事前の開示を承諾されたもの。

（5）機密事項によらず独自に開発し又は知り得たもの。

3. 甲及び乙は、提供された機密情報について、採用業務遂行の目的以外に使用せず、善良なる管理者の注意義務をもって、その機密の保持を遵守するものとする。

第 11 条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約に違反し相手方または第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負うものとする。

第 12 条（権利義務の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約により生じた権利義務を第三者に譲渡し、もしくは引き受けさせてはならず、また、担保に供してはならない。

第 13 条（契約の変更）

甲及び乙は、本契約の変更・修正を行う場合、甲乙双方の記名捺印した書面を交わすものとする。

第 14 条（協議）

本契約に定めのない事項、及び本契約の解釈の疑義については、甲乙誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。

第 15 条（暴力団等の排除に関する表明保証）

1.甲及び乙は、現在及び将来にわたり自己が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という）ではないこと、暴力団等の支配・影響を受けていないこと、暴力団等を利用しないこと、暴力団等を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行い、または不当要求行為をなさないこと、及び自己の主要な株主または役職員が暴力団等の構成員ではないこと、ならびに暴力団等の排除に関して各都道府県が制定する条例を遵守することを表明し、保証する。

2.甲または乙は、相手方が前項に定める表明保証義務に違反した場合、何ら催告することなしに直ちに本契約を解除し、あわせてこれにより被った損害の賠償を請求することができるものとする。

3.甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除されたことを理由として、相手方に対し損害賠償請求することができない。

第 16 条（表明保証違反時の措置）

1.当事者の一方について、前条の表明保証に反する事実が判明したときは、他方当事者は、何らの催告を要せずして本契約の全部または一部を解除することができる。ただし、前条の場合においては、他方当事者は相手方当事者に対し、当該第三者との関係を速やかに解消することを要求し、相当期限内に関係が解消されたことの証明がない場合、本契約を解除することができる。

2.前項による被解除者は、解除により生じる損害等について、解除者に対し一切の請求を行うことができず、かつ、解除者に対し、解除時の違約金の定めがある場合には、前項による契約解除を違約解除とみなして所定の違約金を支払い、違約金の定めがない場合には、解除者において生じた実損害を賠償する

第 17 条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関して生じた一切の紛争について、訴訟に依りて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とするものとする。

第 18 条（存続条項）

1.本契約に基づき既に発生し、または発生可能性を有する未履行の金銭債権についてはその完済まで消滅せず、本契約終了後もこれに関連する本契約上の定めはなお有効とする。ただし、契約終了に際して別段の取り決めを行った場合はそれに従うこととする。

2.本契約終了後においても、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第15条、第16条、第17条及び本条の定めは、有効に存続するものとする。

【中途紹介コンサルティング個別契約】

以上、本契約の締結を証するため、本契約書二通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各一通を保有する

2025年 月 日

甲 〇〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇

乙 東京都世田谷区太子堂1丁目4-24 萩藤ビル 4階
エンジニア株式会社
代表取締役 小野 進一
(厚生労働大臣認可) 13-コ-317310